

大学・専門学校等卒業後の在留申請等について

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 法務専門官 財津 依人

出入国在留管理庁の財津と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは外国人留学生や大学・専門学校卒業者の在留諸申請について、在留資格の關係を中心にご説明を差し上げたいと思います。

まずスライド1枚目(1ページ)に在留資格というものがございます。日本に在留する外国人は、原則として必ずいずれかの在留資格を持って在留する、ということなのですが、この中で留学生に關係が深いものを中心にピックアップして見ていきたいと思ひます。

この1枚目の在留資格①とあるスライド(1ページ)ですが、ここはいわゆる就労資格、働くことができる在留資格です。「外交」から「技能実習」まで並べてあるのですが、この上から3段目、「教授」から「特定技能」までをいわゆる専門的・技術的分野の在留資格と分類しています。下から7番目の、「技術・人文知識・国際業務」、これが留学生の就職としては最も多い在留資格です。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格は、本邦の公私の機關、つまり会社等との契約に基づいて、大学や専門学校で学んだ理系や文系の知識を生かして、専門・技術的な業務に従事する場合に許可されるという在留資格です。該当例は、ここに記載してあるような機械工学の技術者ですとか、通訳、デザイナー等々もでございます。一般的に会社にお勤めの方々はこの在留資格が多くなります。

あとはその下二つ目に、「介護」というものがあります。これは近年新しく創設されたもので、日本の介護福祉士養成施設を修了して、介護福祉士の国家資格を取得した方々が得られる在留資格で、こちらも留学生の就職ルートの一つかなと考えております。

次のスライド(2ページ)をご覧ください。こちらが就労資格以外の在留資格となっています。基本的に働くことはできない在留資格が含まれています。上から2段目の「留学」、これがまさに留学生です。大学とか、短期大学とか、専門学校等です。これは働くことはできない在留資格なのですが、一般的には週28時間以内、長期休暇期間においては1日8時間以内で、地方出入国在留管理局から資格外活動許可を得てアルバイトができる、というものです。

それから、上から五つ目。「特定活動」というものがございます。これは法務大臣が個々に外国人に対して特に指定する活動で、いろいろ該当例はありますけれども、留学生に縁深いのは、後でご説明しますが、卒業後に就職活動中の在留資格としてこの「特定活動」というものを利用することになります。

次のスライド(3ページ)でございます。これは、我が国における外国人労働者の内訳で、外国人を雇用された事業主の皆様はハローワークに、雇い入れ、離職の都度、届出をしていただくということになっています。それを厚生労働省で集計したのがこの統計です。ポイントは先ほど申し上げた、「技術・人文知識・国際業務」を含めて、このスライドの中の

①です。現在、外国人労働者の方は約 146 万人ですけれども、そのうち約 27.7 万人がいわゆる専門的・技術的分野の在留資格で就労されている方々ということになります。あとはこの⑤ですね、資格外活動、留学生のアルバイトなどが中心なのですが、これが約 34.4 万人ということで、外国人労働者数の中では相当数を占めているということになります。

続きまして、次のスライド(4 ページ)は、留学生の我が国企業への就職の円滑化のための出入国在留管理庁の取り組みです。法務省入国管理局は、この 4 月 1 日に法律改正しまして、「出入国在留管理庁」になりましたが、我々入管の取り組みということでございます。ここに記載されている取組は、いずれも、現在、利用可能なものということでご理解いただければと思います。

一つ目ですが、在留資格、「技術・人文知識・国際業務」の運用についてです。先ほど申しましたように、文系や理系の知識を活かして、我が国で専門的な業務に従事する方々になります。「(1)大学卒業生の就職の取扱い」ということで、もともと「技術・人文知識・国際業務」は、「技術」という在留資格と「人文知識・国際業務」という在留資格と二つに分かれていました。「技術」がいわゆる理系、「人文知識・国際業務」は文系で、それぞれ別の在留資格でした。そのため、お互い行き来はできなかつたといえますか、理系の方は理系で、文系の方は文系での就労ということでした。これが法律改正により、27 年 4 月以降一本化されて、「技術・人文知識・国際業務」という在留資格になりました。

また、在留資格の審査においては、従来は、学校で専攻した分野と就職する分野の関連性を確認していたということですが、大学においては、専攻した技術・知識に限られない、広範な分野、業務に従事する事例が多いのだろうということで、大学で専攻した分野と実際に従事する業務の分野については、比較的緩やかに、柔軟に見ていますので、基本的には大学を卒業してもらえれば関連性の部分については問題ないですよ、ということになります。他方で、専門学校生の場合には、専門学校で従事した分野とこれから従事しようとする業務について関連性を確認させていただくことになっております。これが(1)です。

「(2)専門学校卒業生の就職の取扱い」について、これまでは専門学校生が学校を卒業して、引き続き日本で就職する場合には、審査を経てこの「技術・人文知識・国際業務」の変更許可を受けることができたのですが、一度国に帰ってしまうと、法令の規定もありまして、「技術・人文知識・国際業務」で入国することはできなかつたのですが、これを緩和しまして、一旦帰国してからも「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で入国できるようにする措置を講じました、というのが(2)の話です。

次に 2、在留資格「介護」の創設です。これは先ほど申し上げましたが、平成 29 年 9 月 1 日に施行されています。これまで「介護」という在留資格はありませんでしたが、法律を改正して新設し、我が国の介護福祉士養成施設等を卒業して、介護福祉士の国家資格を取得した留学生については在留資格の「介護」として日本で就職し、就労ができるようになったというものです。

次は右上です。3 番の「留学生の卒業後の就職支援」です。これは就職活動中の取扱い

が(1)、(2)は就職先が内定した場合の取扱いということで、これも在留手続上、特別な取扱いというか、就職活動ができるように等々の措置をしています。(1)が就職活動中の取扱いで、最初の丸印、これは、大学を卒業した後に最長1年間の就職活動のための滞在を認める、というものです。留学生が大学や専門学校を卒業して、継続して就職活動を行う場合、一定の要件の下で、先ほど申しました「特定活動」の在留資格を許可し、さらに1回の更新を認める、つまり、卒業してから6カ月プラス更新6カ月で最長1年間、就職活動のための滞在ができるようになっていきます、という取扱いが、平成21年3月に始まりました。

さらに、二つ目の丸印ですが、これまでに1年間の就職活動のために滞在していて、さらに2年目に、留学生が、例えば、地方自治体が実施する就職支援事業等に参加して、インターンシップも含めながら就職活動を行うという場合には、さらにもう1年足しまして、最長2年間まで滞在することができるようになったということです。これは平成28年12月からの取り組みです。

三つ目の丸印です。これはインターンシップ関係の話なのですが、1週間に28時間を超えるインターンシップ活動が認められていることを公表して明らかにしたというものです。留学生が大学や専門学校を卒業して、そのまま継続して就職活動の一環としてインターンシップを行う場合には、通常の1週間について、原則28時間以内という範囲を超える資格外活動許可が受けられるということで、これは別途入管に申請して許可を取っていただく必要があるのですが、こういうこともできるようになっていますよ、という取扱いを明確化したというのが平成28年8月の取組です。

(2)は就職先が内定した場合の取扱いです。就職先が内定したものの、日本の企業の採用時期は一般的に4月であることが多い中で、一定の要件の下で、採用までの間、「特定活動」で滞在することを可能としました。内定後1年以内であって、卒業後1年6か月を超えない期間に限るということになっておりますので、例えば4月に卒業しました、10月に内定もりました、ということであれば、翌年の10月までということです。もちろん、この間は資格外活動許可を受けて、アルバイトなどもできます。

一番最後に付いているスライド(5 ページ)をご覧ください。これが日本の大学を卒業した留学生の就職支援に関する最近の一番新しいトピックになります。これは5月30日に新しい告示が施行されまして、先月実施されるようになったものです。これは何かといいますと、留学生が「技術・人文知識・国際業務」とは別の、「特定活動」の在留資格でも日本で就労ができるようになりました、というものです。この真ん中の、現状の在留資格制度における取扱いという欄を見ていただきたいのですが、先ほど申しましたように、「技術・人文知識・国際業務」は、企業等で文系・理系の総合職的な、技術職的なそういう仕事を、もっぱらやらなければならないということです。基本的にはそれだけの業務量がなければならない、ということです。サービス業務や製造業務をやりたいといっても、それが主たる活動になる場合には許可されなかったというものです。しかし、特定活動告示改正の趣

旨にあります。日本の大学や大学院の課程を卒業・修了した留学生は、我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良き理解者であるということでございまして、在学中に習得した知識とか、日本語の語学能力、このようなものを活用して行う業務がその中に含まれている場合には、「特定活動」の在留資格で就職を認めるようにした、というものになります。

次にその要件です。一番下の欄なのですが、まず常勤の従業員として雇用されることが必要です。また、業務内容として、日本の大学又は大学院で習得した知識、能力を活用することが見込まれること、そのほか、学位を授与されていること、日本人と同等以上の報酬を受けること、高い日本語能力を有することが必要です。これは今日本語能力として定められているのは、日本語能力 N1 又は BJT ビジネス日本語能力テストの 480 点以上、あるいは大学や大学院で日本語学を専攻して卒業したことというものです。こういう方々については、従来の専門的・技術的分野の業務では当てはまらない業務であっても従事できる、ということでございます。

具体例としては、例えば、工場のラインにおいて、日本人従業員、日本人の工場長とか監督者などから受けた作業指示を、他の外国人従業員や日本人でもよいのですが、日本語や外国語で伝達しつつ、自分もラインに入って作業を行うというようなことが挙げられます。工場のライン業務というものは、専門分野と評価されないで、「技術・人文知識・国際業務」としては従事することはできないのですが、高い日本語能力を用いながらコミュニケーションも行い、しかも、指示、指導といった「技術・人文知識・国際業務」に相当するような業務も入っているというような場合には、この改正により、「特定活動」により従事可能になりました。

あとは小売店等で仕入れや商品企画という仕事もやりながら、通訳を兼ねた外国人客に対する接客とか、日本人に対して接客を行うというようなこともできるようになりました。ただ、従事できない業務としては、風俗営業活動があります。また、法律上資格を有する者が行うこととしている業務、いわゆる業務独占資格ですね。これは弁護士さんとか社労士さんとかお医者さんとか、そのようなものですが、資格を持っていたとしてもこちらの特定活動の在留資格で業務に従事することはできません、ということです。

そういうわけで、これまでできなかった活動が大学・大学院卒で高い日本語能力を持たれている方についてはできるようになりました、という改正が、先月 5 月 30 日に施行されて始めておりますので、これもご活用を検討いただければと思います。

ひととおり、留学生に関連する在留手続をお話してまいりました。もしご興味とか、また、分からないところなどがありましたら、お近くの地方出入国在留管理局でもご相談など承りますのでよろしくお願いたします。私からは以上です。ありがとうございました。